告示

○内閣府告示第三千六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　夕張市

二　地域再生計画の名称　グローバル人材育成を核とした夕張の教育環境魅力化プロジェクト～僕らが日本の先山になる～

三　地域再生計画の区域の範囲　夕張市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　芦別市、江別市、赤平市及び三笠市並びに北海道空知郡南幌町並びに夕張郡由仁町、長沼町及び栗山町

二　地域再生計画の名称　【ジモ×ガク（地元×学生）】～学生地域定着自治体連携プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　芦別市、江別市、赤平市及び三笠市並びに北海道空知郡南幌町並びに夕張郡由仁町、長沼町及び栗山町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道亀田郡七飯町

二　地域再生計画の名称　道の駅ないろ・ななえ活用推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道亀田郡七飯町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道奥尻郡奥尻町

二　地域再生計画の名称　奥尻町ワークシェアリング推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道奥尻郡奥尻町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道空知郡上富良野町

二　地域再生計画の名称　活火山の恵みと脅威を活力に～「十勝岳」魅力再発見プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道空知郡上富良野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道紋別郡雄武町

二　地域再生計画の名称　地域の拠点（小さな拠点）における購買・福祉・コミュニティ機能向上計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道紋別郡雄武町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河西郡更別村

二　地域再生計画の名称　十勝さらべつアウトドア観光未来計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道中川郡本別町

二　地域再生計画の名称　地域を支える人材確保プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道中川郡本別町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　弘前市

二　地域再生計画の名称　弘前さくらまつりにぎわい創出事業

三　地域再生計画の区域の範囲　弘前市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）